

新春特別寄稿

ディスクロージャー・企業会計等をめぐる動向

金融庁 総務企画局 企業開示課長 田原 泰雅

一 はじめに

平成28年、企業開示行政には様々な進展があった。まず、コーポレートガバナンスについては、引き続き有識者会議においてスチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードのより実質的な普及・定着に向けた議論が行われ、2月に「会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方」、11月に「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」に関する提言が取りまとめられた。

企業の情報開示については、一昨年から昨年にかけて企業と投資家の建設的な対話を促進する観点から総合的な検討が行われ、4月に報告書が取りまとめられた。また、報告書の中で提言された投資家への公平・適時な情報開示を確保するため、「フェア・ディスクロージャー・ルール」の導入に向けた具体的な検討が行われ、12月に報告が取りまとめられた。

会計監査については、一昨年、東芝の不正会計事案などを契機として設置された懇談会において会計監査の在り方について検討が進められ、3月に提言が取りまとめられた。また、この中で提言された監査法人のガバナンス・コードについて検討が進められ、12月に「監査法人の

組織的な運営に関する原則」の原案が取りまとめられた。

会計基準をめぐっては、国際会計基準の任意適用企業が着実に増加する一方、国際的な会計人材の育成等、課題も指摘された。

本稿では、こうした昨年1年間の企業開示行政をめぐる動きを振り返り、本年の課題を紹介したい。

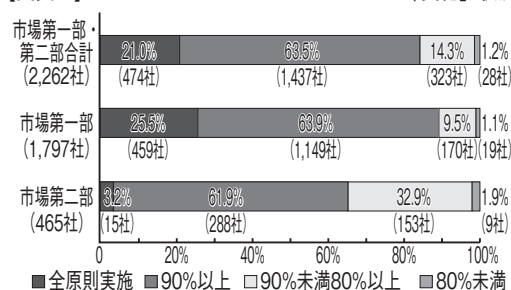
二 コーポレートガバナンス改革

1. コーポレートガバナンス改革の進捗状況

政府の成長戦略(「日本再興戦略」)の一環として、平成26年2月にスチュワードシップ・コードが、平成27年6月にコーポレートガバナンス・コードが、それぞれ策定された。

両コードは、我が国に着実に浸透しており、例えば、上場企業が東京証券取引所に提出する「コーポレート・ガバナンス報告書」によれば、上場企業の約8割が、73あるコーポレートガバナンス・コードの原則の9割以上を実施している(図表1)。

【図表1】コーポレートガバナンス・コードの「実施」状況

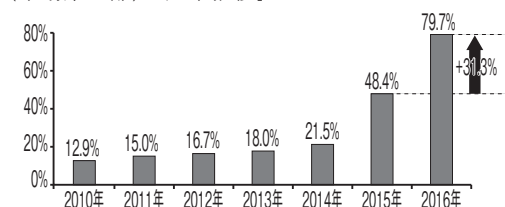


(出所)東京証券取引所(2016年7月時点)

独立社外取締役数については、昨年7月時点において2名以上の独立社外取締役を選任する上場企業(市場第一部)の比率は約8割に達し、3名以上の独立社外取締役を選任する企業も4分の1に達し、一昨年より倍増している(図表2, 3)。

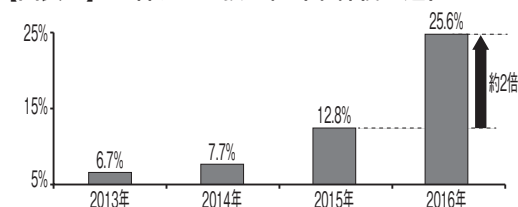
【図表2】2名以上の独立社外取締役の選任

[2名以上の独立社外取締役を選任する上場会社(市場第一部)の比率推移]



(出所)東京証券取引所(2016年7月時点)

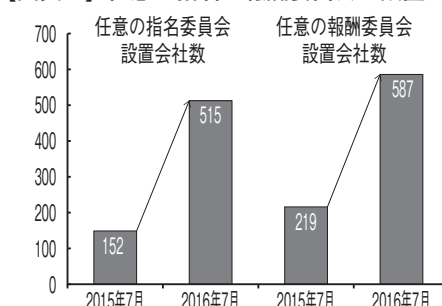
【図表3】3名以上の独立社外取締役の選任



(出所)「上場企業のコーポレート・ガバナンス調査」(日本取締役協会, 2016年8月1日)

また、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社において任意の指名委員会や、任意の報酬委員会を設置する会社は共に500社を超え、一昨年より大幅に増加した(図表4)。なお、外国人持株比率が高い会社ほど任意の指名委員会を設置している割合が高いとの調査結果もある。

【図表4】任意の指名・報酬委員会の設置



(出所)東京証券取引所

一昨年最も「説明」率が高かった、取締役会の実効性評価の原則(コーポレートガバナンス・コード補充原則4-11③)についても、説明率が大きく低下している(図表5)。さらに、説明を選択した企業においてもその4分の1は今後実施予定としており、約7割の企業が実施を検討しているところである(図表6)。

【図表5】「説明」率が高いコーポレートガバナンス・コード原則

【「説明」率が20%を超える原則】

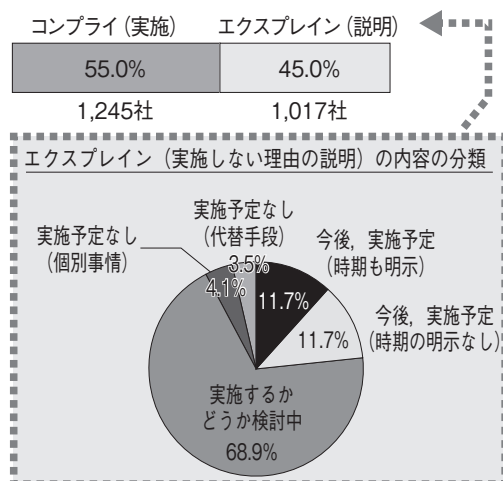
原則	内容	「実施」会社数	「説明」会社数	「説明」率	2015年12月末比
補充原則1-2④	「議決権の電子行使のための環境整備(例:議決権電子行使プラットフォームの利用等)、招集通知の英訳	1,001社	1,261社	55.7%	-0.1pt
補充原則4-11③	取締役会による取締役会の実効性に関する分析・評価、結果の概要の開示	1,245社	1,017社	45.0%	-18.7pt
補充原則4-2①	中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定	1,587社	675社	29.8%	-0.8pt
補充原則3-1②	海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進	1,626社	636社	28.1%	2.3pt
補充原則4-10①	指名・報酬等の検討における独立社外取締役の関与・助言(例:独立社外取締役を主な構成員とする任意の諮問委員会の設置)	1,694社	568社	25.1%	-4.3pt
原則4-8	独立社外取締役の2名以上の選任	1,783社	479社	21.2%	-21.3pt

【2015年12月末時点では“説明”率が20%以上だったが今回は下回った原則】

原則	内容	“実施” 会社数	“説明” 会社数	“説明” 率	2015年 12月末比
原則 3-1	以下の情報開示の充実 (i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画 (ii)コードの諸原則を踏まえた、ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 (iii)経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続 (iv)経営陣幹部・取締役・監査役候補の指名の方針と手続 (v)個々の経営陣幹部・取締役・監査役の選任・指名についての説明	1,943社	319社	14.1%	-14.0pt

(出所)東京証券取引所(2016年7月時点)

【図表6】取締役会評価の実施状況



(出所)東京証券取引所(2016年7月時点)

政策保有株式についても、3メガバンクグループが当面の削減目標を公表する等、削減に向けた動きがみられる(図表7)。

【図表7】3メガバンクグループの政策保有株式の縮減

	15/3末残高 (取得原価)	当面の削減 目標額	期間
三菱UFJ	2.8兆円	8,000億円 (約3割)	5年程度
みずほ	2.0兆円	5,500億円 (約3割)	3年半程度
三井住友	1.8兆円	5,000億円 (約3割)	5年程度

(出所)各社公表資料等に基づき、金融庁作成(2015年11月公表)

このほか、株主総会関連の実務においても、より多くの企業が招集通知の早期発送や自社ウェブサイト公表、議決権の電子行使プラットフォーム利用、実質株主の総会への受入れなどに取り組んでおり、対話の充実に向けた環境整備が進んでいる。

2. コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組み

このようにコーポレートガバナンス改革は着実に進捗しているが、コードへの対応を巡っては形式的・画一的な対応も見られるとの指摘もなされている。このため、「日本再興戦略2016」においても、「今後は、この改革を『形式』から『実質』へと深化させていくことが最優先課題である」とされているところである。

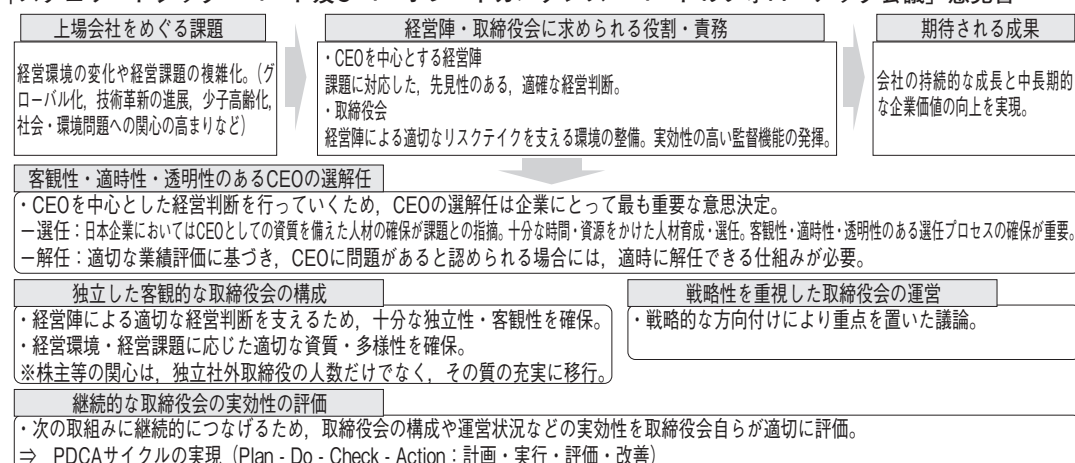
金融庁は、東京証券取引所とともに、一昨年9月から、有識者からなる「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」）を開催しており、昨年においても、継続的に上場企業全体のコーポレートガバナンスをより実質的なものとしていくために必要な取組みについての議論が行われた。

(1) 会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方

コーポレートガバナンス改革を深化させていく上では、各上場企業において、最適な経営者とこれを支える取締役会の下、実効的な経営戦

【図表8】会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書



略を構築し、「稼ぐ力」の持続的な向上のための取組みを加速させることが重要である。こうした観点から、フォローアップ会議において、CEOの選解任のあり方と取締役会の役割について議論が行われ、昨年2月、以下のような提言を内容とする意見書「会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方」が取りまとめられた(図表8)。

①CEOの選解任

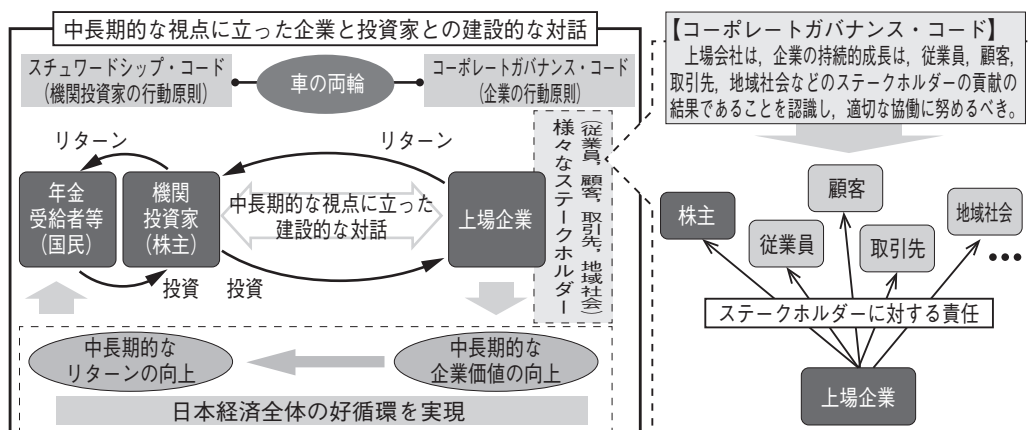
経営環境の変化に対応しつつ企業を成長させていくため、CEOの選解任は上場会社にとって最も重要な戦略的意思決定であり、

CEOの選任プロセスには客観性・適時性・透明性を確保することが重要である。また、適切な業績評価に基づきCEOに問題があると認められる場合には、適時に解任できる仕組みも必要である。

②取締役会の実効的な機能の発揮

取締役会が実効性の高い監督機能を発揮し、経営陣による適切な経営判断を支えるため、取締役会の構成にあたり、適切な資質・多様性を備えたメンバーと、十分な独立性・客観性を確保することが重要である。また、戦略的な方向付けに重点を置いて取締役会が運営

【図表9】企業の「稼ぐ力」の持続的な向上のためのコーポレートガバナンス改革



されるとともに、継続的に取締役会の実効性評価が行われPDCAサイクルが実現していくことが重要である。

(2) 機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方

企業を取り巻く環境やそのあるべき姿は千差万別であり、コーポレートガバナンス改革を深化させ、中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、各企業がCEOと取締役会のリーダーシップの下、株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等のステークホルダーと適切に協働するなかで、最適なガバナンスのあり方、あるべき企業戦略を見出して行くことが重要である。

このため、ステークホルダーのなかでも重要な役割を担う株主として、より多くの機関投資家が、中長期的な視点から企業を評価するとともに、企業に「気付き」が生まれるような付加価値の高い対話を行い、持続的な成長に向けた企業の取組みを後押ししていくことが求められる

(図表9)。

一方、企業と機関投資家の対話については、多くの企業が、機関投資家による事業への理解が課題であると考えている、また、運用機関が行っている対話や議決権行使の状況について、アセットオーナーの関心の度合いにばらつきがあるのではないかと、といった指摘もあるところである。

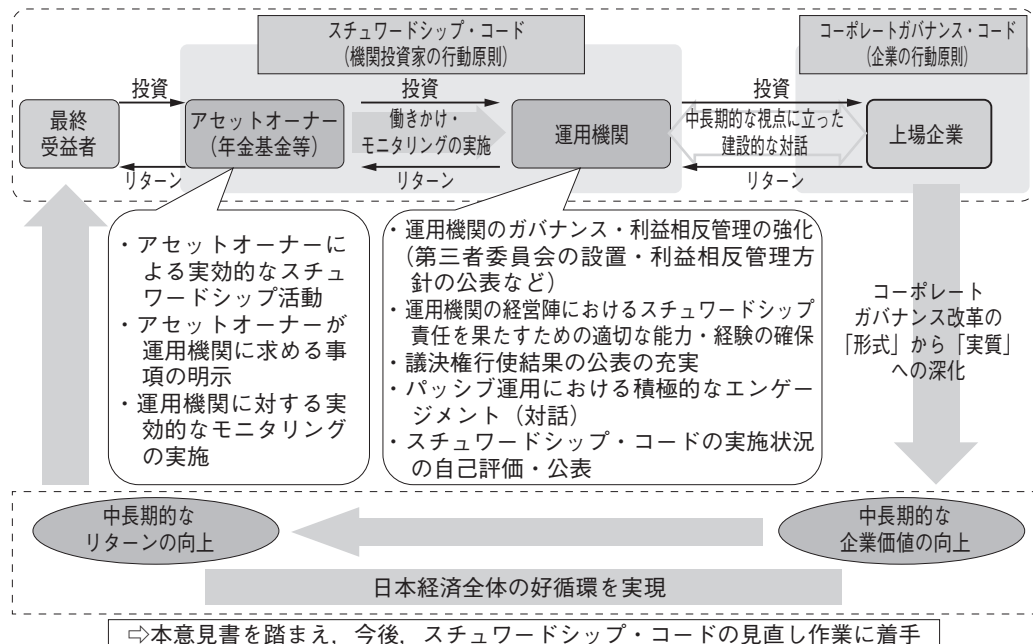
このような観点から、機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方について議論が行われ、昨年11月、以下のような取組みが必要であるとする意見書「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方～企業の持続的な成長に向けた『建設的な対話』の充実のために～」が取りまとめられた(図表10)。

① 運用機関による実効的なスチュワードシップ活動

・運用機関のガバナンス・利益相反管理等

【図表10】コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組み

機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方～企業の持続的な成長に向けた「建設的な対話」の充実のために～「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書のポイント



運用機関において、最終受益者の利益を第一に考えた顧客本位の活動が確保されるよう、系列親会社等との関係から生じうる利益相反の管理やガバナンスを強化すること。また、運用機関の経営陣がスチュワードシップ責任を実効的に果たせるよう、適切な能力・経験を備えた経営陣を確保すること

・議決権行使結果の公表の充実

議決権行使の透明性や最終受益者の利益が確保されるよう、議決権行使結果の公表を充実させること

・パッシブ運用におけるエンゲージメント

中長期的な企業価値を促す必要性がアクティブ運用よりも高いと考えられるパッシブ運用において、より積極的なエンゲージメント(対話)を行うこと

・運用の自己評価

運用機関が持続的に自らのガバナンス体制等を改善していくよう、スチュワードシップ・コードの実施状況を自己評価し、公表すること

②アセットオーナーによる実効的なチェック

・実効的なスチュワードシップ活動の確保

アセットオーナーは、可能な限り自らスチュワードシップ活動に取り組むこと。自ら行わない場合には、運用機関に実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めること

・運用機関に求める事項の明示

アセットオーナーは、実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関に求める事項・原則を明示すること

・実効的なモニタリング

アセットオーナーは、運用機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、自己評価なども活用しながら、実効的にモニタリングを行うこと
運用機関・アセットオーナーはインベストメ

ント・チェーンにおいて重要な役割を担っており、両者がそれぞれの役割を認識し、スチュワードシップ責任を果たしていくことにより、企業の持続的成長ひいては日本経済全体の好循環が実現していくことが期待されている。

意見書においては、スチュワードシップ・コードの見直しを期待するとされている。金融庁としては、今後、スチュワードシップ・コードの見直しのための有識者による検討会を開催し、各機関投資家が次の株主総会シーズンまでに改訂後のスチュワードシップ・コードの内容に沿った取組みを進めることができるよう、コードの見直し作業を進めてまいりたい。

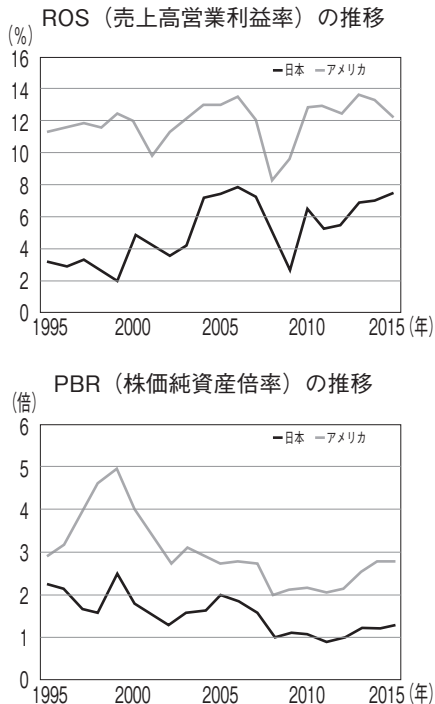
3. 企業年金を巡る取組み

「日本再興戦略2016」では、年金基金等において、スチュワードシップ・コードの受入れの促進など、コーポレートガバナンスの実効性の向上に向けた取組みを通じて、加入者等の老後所得の充実を図る、とされた。平成28年9月、厚生労働省と企業年金連合会は、企業年金におけるスチュワードシップ・コードの受入れ表明を促進するため、「スチュワードシップ検討会」を設置し、スチュワードシップ活動における企業年金の役割と意義、運用機関とのコミュニケーションの取り方、受益者に対する情報開示の方法等について検討を行ってきた。12月にはこれまでの検討内容が「論点整理」として取りまとめられ、本年1月16日までパブリックコメントに付されている。

日本企業については、過去20年間、ROS (Return on Sales：売上高営業利益率) やPBR (Price Book-value Ratio：株価純資産倍率) が低位で推移してきており、その「稼ぐ力」の弱さが指摘されてきた。運用会社やアセットオーナー等がこれまでに述べたような期待される役割を果たすことにより、機関投資家と企業との間でより建設的な対話が行われるようになって

いくことが求められる。こうした取組みにより、インベストメント・チェーンが最適化されていくようになるなかで、日本企業自身がコーポレートガバナンス改革に向けたより実質的な取組みを進め、日本企業の持続的な企業価値向上が図られ、日本経済全体の成長につながっていくことが期待される(図表11)。

【図表11】これまでの企業の「稼ぐ力」の状況



(出所) Bloomberg

(注) 日本はTOPIX, アメリカはS&P500を対象。

三 企業の情報開示のあり方について

1. 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告

企業による情報開示については、一昨年10月、金融審議会にディスクロージャーワーキング・グループが設置され、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、企業と投資家の対話を促進する観点などから総合的な検討が行われ、昨年4月に報告が取りまとめられた(図

表12)。報告においては、

- ・決算短信について、監査・四半期レビューが不要であることを明確化することや、記載を要請する事項を限定することで、速報性を高める
 - ・事業報告・計算書類について、日本経済団体連合会が提供するひな型に即している必要はない旨を明確化し、有価証券報告書と事業報告・計算書類との記載の共通化や一体化をより容易にすることで、効率的な開示を可能にする
 - ・有価証券報告書について、新株予約権等の記載にかかる重複を排除することで開示内容の合理化を図りつつ、経営方針や経営者による経営成績等の分析(いわゆるMD&A)などの記載を充実する
 - ・より柔軟な株主総会日程の設定を容易にするため、大株主の状況の開示に関して議決権行使基準日を大株主の状況等の記載時点とできるようにする
- など、開示に係る自由度を向上させるとともに、対話に資する情報を充実させることが提言されている。

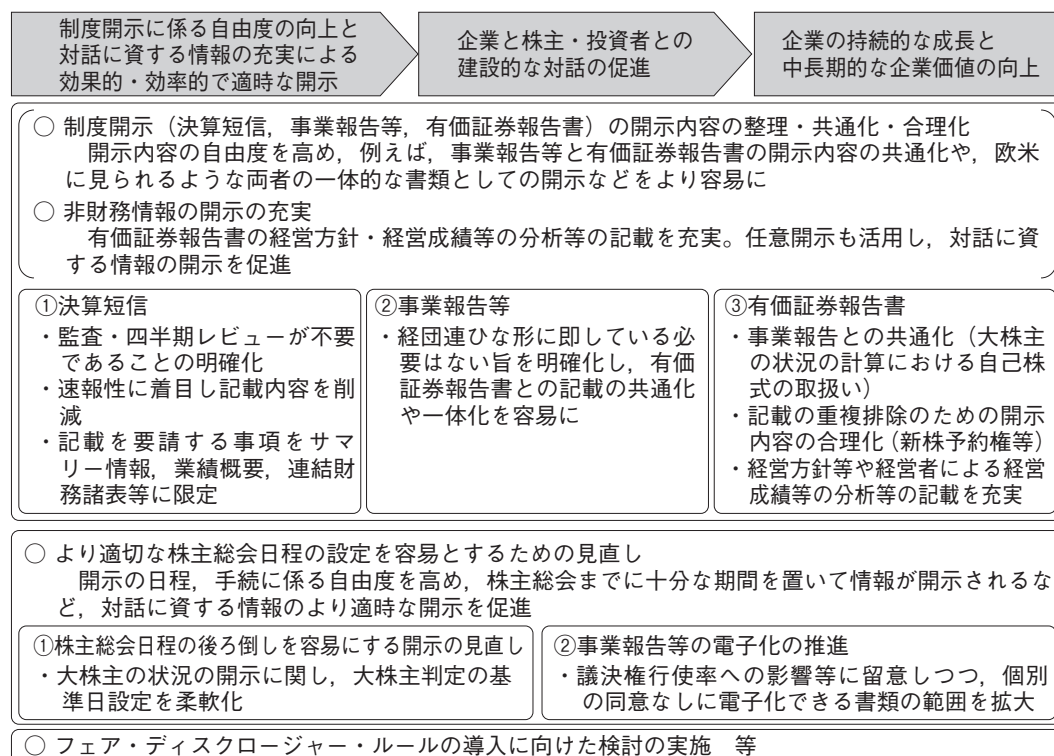
また、企業による公平・公正な情報開示を確保するため、フェア・ディスクロージャー・ルールを導入することについても検討が行われ、報告においてはその導入について具体的に検討を行うことが提言されている。

2. ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえた取組み

報告では、決算短信の速報性を高めるため、「経営方針」を決算短信ではなく有価証券報告書において記載することや、決算短信等に記載を要請する事項をサマリー情報、業績概要、連結財務諸表等に限定することが提言された。提言を受けて、昨年11月、金融庁から「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案が、東

【図表12】金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

【平成28年4月18日】



京証券取引所から「決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について」が公表され、パブリック・コメントが行われた。これらの改正は、平成29年3月31日以後に終了する事業年度から適用される予定となっている。

また、有価証券報告書と事業報告・計算書類の記載内容については、企業の実際の開示事例を踏まえ、更なる共通化が可能な項目があるかなどについて検討を行っているところである。

3. フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けた検討

フェア・ディスクロージャー・ルールとは、企業が、業績動向など公表前の重要な内部情報を特定の証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるものであり、欧米やアジアの主要市場では既に導入済みであるが、我が国では導入

されていない。

特定の者のみに株価に影響を与える情報が提供されている状況については、かねてより、個人投資家や海外投資家から、市場で不利な立場に置かれているのではないかと懸念が示されてきた。こうした中、上場会社から、証券アナリスト等、一部の証券市場の関係者に対して、公表前の決算情報が提供され、株式の売買の勧誘が行われていた事例が生じていることが明らかとなった。

ディスクロージャーワーキング・グループ報告においては、先述したとおり、このような状況を踏まえ、我が国においてもフェア・ディスクロージャー・ルールの導入について具体的に検討することが提言された。これを受けて、金融審議会の下に設置されたタスクフォースにおいて検討が行われ、昨年12月に報告が取りま

【図表13】

「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」メンバー名簿

平成28年10月19日現在

座 長

黒沼 悦郎 早稲田大学法学学術院教授

メンバー

青 克美 (株)東京証券取引所執行役員兼上場部長

上柳 敏郎 弁護士(東京駿河台法律事務所)

大崎 貞和 (株)野村総合研究所主席研究員

奥野 一成 農林中金バリュエインベストメンツ(株)常務取締役(CIO)

加藤 貴仁 東京大学大学院法学政治学研究科准教授

神山 健次郎 東レ(株)IR室・広報室・宣伝室担当兼IR室長

神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

康 祥修 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(株)取締役会長

三瓶 裕喜 フィデリティ投信(株)ディレクター・オブ・リサーチ

寺口 智之 日本証券業協会 自主規制会議 会員委員(野村證券(株)代表執行役)

永沢 裕美子 Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長

真野 雄司 三井物産(株)IR部長

柳澤 祐介 東京海上アセットマネジメント(株)株式運用部長兼投資調査グループリーダー

オブザーバー 日本証券業協会

(敬称略・五十音順)

とめられた(図表13)。

タスクフォース報告においては、個人投資家や海外投資家を含めた投資家に対する公平かつ適時な情報提供を確保することにより、全ての投資家が安心して取引できるようにするため、フェア・ディスクロージャー・ルールを導入すべきであるとされた。当該ルールの導入には、同時に、いわゆる「早耳情報」に基づく短期的なトレーディングではなく、公平に開示された情報の正確な分析に基づく中長期的な視点に立った投資を促すといった意義もあるとされた。

タスクフォースにおける検討の過程では、対象となる情報の範囲が不明確であると、企業による情報発信が後退するのではないかと懸念も示された。このため、報告においては、

- ・ルールの対象となる情報の範囲は、上場企業が適切に情報管理できるよう、インサイダー取引規制と基本的に一致させつつ、公表され

れば発行者の有価証券の価額に重要な影響を及ぼす蓋然性がある公表直前の決算情報などを含める

- ・何がルールの対象となる重要な情報かについて、上場企業と投資家との間でプラクティスを積み上げることができるよう工夫する
- ・ルールの対象となる情報受領者の範囲は、証券会社、投資運用業者、証券アナリスト、投資家等に限定する
- ・違反に対しては、速やかな公表を促すなどの行政的な対応を基本とする
- ・ルールの趣旨についての啓発活動など、上場企業による早期の情報開示や投資家との対話が促進されるよう、環境整備を行っていくことが提言された。

報告を踏まえ、金融庁としては、ルールの導入に向けた具体的な制度設計を進めていくこととしている。ルールの導入を契機として、上場企業がこれまでも増して情報開示に積極的に取り組み、投資家がその情報を活用した中長期的な視点からの投資を活発化させることにより、日本の資本市場がより魅力的なものとなっていくよう、上場企業や投資家などの市場関係者の声をよく聞きながら、具体的な検討を行ってまいりたい。

四 会計監査の在り方について

1. 会計監査の在り方に関する懇談会

東芝の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている。このため、一昨年9月、「会計監査の在り方に関する懇談会」(以下、「懇談会」)が設置された。懇談会においては、会計監査の信頼性を確保するために必要な取組みについて検討を行い、昨年3月、以下の5つの柱からなる提言が取りまとめられた(図表14)。

【図表14】 会計監査の信頼性確保に向けて
「会計監査の在り方に関する懇談会」 提言 (平成28年3月)

【目的】	【施策】	【施策の説明】
監査法人のマネジメントの強化	監査法人のガバナンス・コード 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備	監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立 (職業的懐疑心の発揮を確保するためのリーダーシップの発揮、運営・監督態勢、人材啓発、人事配置・評価等)
		ガバナンス・コードの遵守状況についての開示
		ガバナンス・コードの適用による、 大手・準大手監査法人の監督品質の向上
		当局と大手・準大手監査法人との定期的な対話 (協議会の設置)
会計監査に関する情報の株主等への提供の充実	企業による会計監査に関する開示の充実	有価証券報告書における、会計監査に関する開示内容の充実
	会計監査の内容等に関する情報提供の充実	監査法人による情報提供の充実 (監査法人のガバナンス体制や運営状況に係る情報提供等)
		監査報告書の透明化 (監査に際し着眼した重要な虚偽記載リスクの説明)
		監査品質を測定する指標 (AQI) の策定
		監査人の交替理由等に関する開示の充実
		審査会のモニタリング活動に係る情報提供の充実 (「モニタリングレポート」の作成・公表等)
企業不正を見抜く力の向上	会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮	不正対応に係る教育研修の充実、関連する資格取得や企業への出向等の奨励、監査チーム内のやり取りを通じたOJTの充実
	不正リスクに着眼した監査の実施	監査基準、不正リスク対応基準、品質管理基準等の実施の徹底
「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック	監査法人の独立性の確保	監査法人のローテーション制度についての調査の実施
	当局の検査・監督態勢の強化	審査会の検査の適時性・実効性の向上
		審査会の検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担の検討
		監査法人に対する監督の枠組みの検証
	協会の自主規制機能の強化	品質管理レビュー等の見直し
		自主規制機能の強化
		教育研修の在り方の見直し
高品質な会計監査を実施するための環境の整備	企業の会計監査に関するガバナンスの強化	(コーポレートガバナンス・コードに基づく) 各企業における監査人の選定・評価のための基準の策定
	実効的な内部統制の確保	各企業における適正な監査の確保への取組み (監査役会・監査委員会等の独立性・実効性確保と会計監査人との連携の強化、適切な監査時間の確保、監査報酬の決定の在り方等)
	監査におけるITの活用	内部統制報告制度の運用と実効性の検証
	その他	協会において検討を継続
		試験制度・実務補習等の在り方の検討

- ・ 監査法人のマネジメントの強化
- ・ 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実
- ・ 企業不正を見抜く力の向上
- ・ 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- ・ 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

また、提言のうち、監査法人のガバナンス・コード、監査法人のローテーション制度についての調査の実施、監査報告書の透明化については、以下のような取組みが行われた。

2. 監査法人のガバナンス・コード

監査法人制度は、5人以上の公認会計士で組織するパートナー制度を基本としているが、企業活動の複雑化・国際化に対応するため、大規模な監査法人は社員の数が数百人、法人の構成員が数千人の規模となっている。経営陣によるマネジメントが、このような規模の拡大や組織

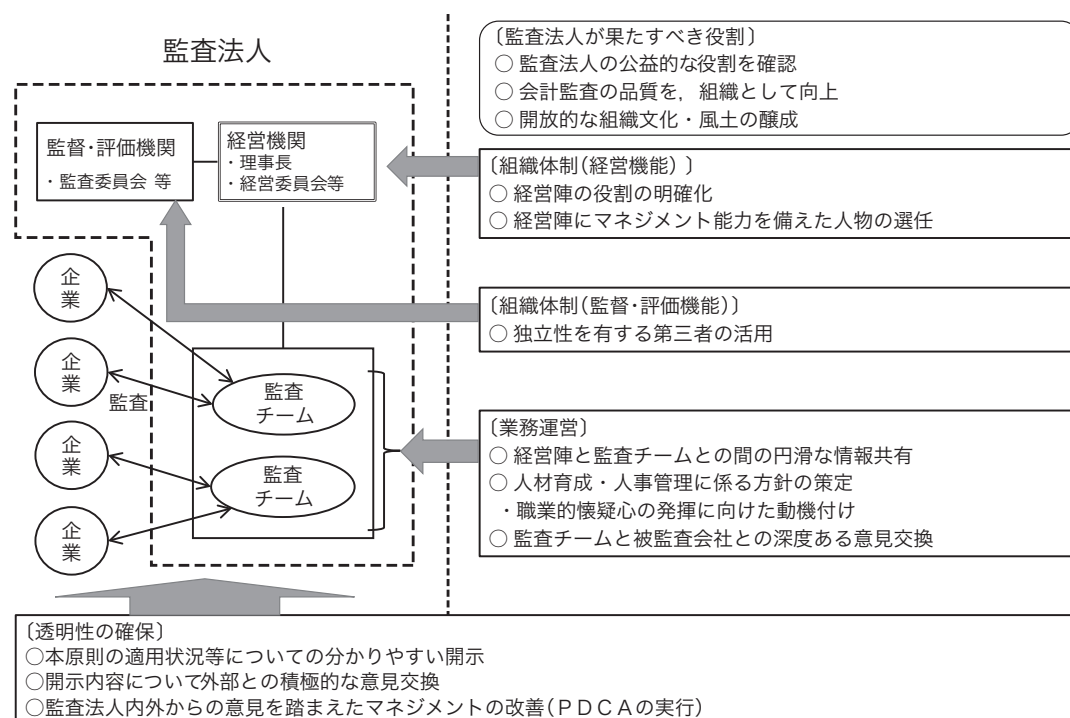
運営の複雑化に対応しきれていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の1つとして指摘されており、監査法人においては、こうした指摘も受けて、大手を中心に、マネジメントの強化に向けた取組みが進められている。

こうした背景を踏まえ、大規模な監査法人における組織的な運営を確保するとともに、監査法人の経営陣によるマネジメント改革の取組みをサポートする観点から、監査法人のガバナンス・コードを策定すべく、昨年7月、「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」が設置された。検討会においては、5回に亘る審議を経て、同年12月、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(案)が取りまとめられた(図表15)。

本原則案は、以下の5つの原則案と、それを適切に履行するための指針から成っている。

- ・ 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情

【図表15】 監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)(案)のポイント



報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである

- ・監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである
- ・監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである
- ・監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである
- ・監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである

本原則案は、大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されている。その上で、大手監査法人をはじめとする各監査法人が、原則をいかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、各監査法人の特性等を踏まえた自律的な対応が求められるところであり、原則の適用については、コンプライ・オア・エクスプレイン(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する)の手法によることが想定されている。

原則案は、昨年12月15日から本年1月31日までパブリック・コメントに付されており、寄せられた意見を踏まえて、最終的な取りまとめが行われる予定である。

3. 監査法人のローテーション制度

監査法人を一定期間毎に強制的に交代させるローテーション制度については、監査法人の独立性の確保を徹底する観点から、昨年EUで導入されており、懇談会の提言においても、我が国においても有効な選択肢の一つであるとされた。一方、当該制度については、監査人の知識・経験の蓄積が中断されることにより監査品質が低下するおそれがある、あるいは、大手監査法人の数が限られている監査市場の現状を踏まえると、当該制度の円滑な導入・実施は現時点では困難であるとの指摘もあるところである。

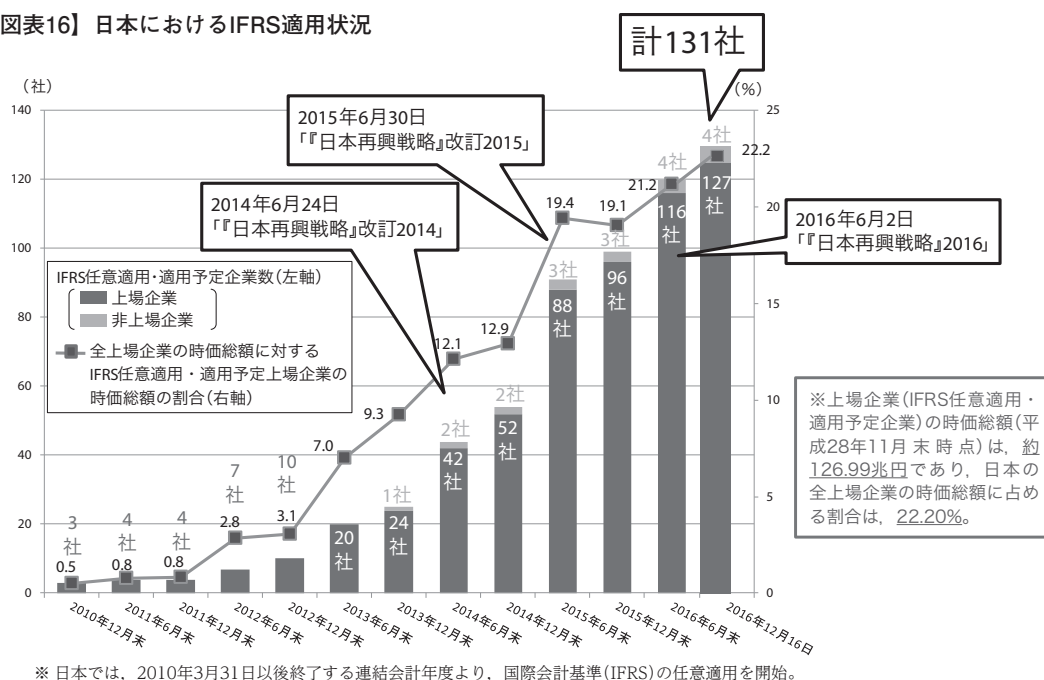
このため、提言は、監査法人のローテーション制度を導入した場合のメリット・デメリット等について、欧州や米国の最近の動向を踏まえて深度ある調査・分析を実施すべきとしており、提言を踏まえ、現在、金融庁において海外調査や国内関係者に対するヒアリングを実施しているところである。

4. 監査報告書の透明化(長文化)

現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方、例えばイギリスでは、会計監査の透明性を高めるため、財務諸表の適正性についての表明に加え、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを監査報告書に記載する制度が導入されている。EUでも昨年と同様の制度が導入されており、アメリカにおいても導入に向けた検討が進められている。

また、国際監査・保証基準審議会(IAASB)は、監査報告書の情報価値を向上するため、一昨年1月に国際監査基準(ISA)701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコ

【図表16】日本におけるIFRS適用状況



コミュニケーション」を公表しており、昨年12月15日以後終了する事業年度から上場企業の監査への適用が推奨されている。

懇談会の提言では、株主等に対する情報提供を充実させる観点から、このような、いわば「監査報告書の透明化」について検討を進めるべきであるとされており、現在、関係者の間で意見交換を行っているところである。

「監査報告書の透明化」が真に実効性を伴うものとして導入されるためには、その目的や問題認識が関係者の間で適切に共有されている必要があると考えられる。金融庁としても、関係者の間で更に議論が深まるよう努めてまいりたい。

五 会計基準の品質向上に向けた取組み状況

1. 国際会計基準任意適用企業の拡大促進

国際会計基準(IFRS)の任意適用企業は、引き続き着実に増加しており、昨年12月16日現在

で131社(適用予定企業を含む)となっている。このうち、上場企業である127社の時価総額は約127兆円と、全上場企業の時価総額の約2割を占めている(図表16)。

金融庁においては、IFRS適用企業やIFRSへの移行を検討している企業等の実務を円滑化し、IFRSの任意適用企業の拡大促進に資するという観点から、昨年3月に「国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例」を、昨年7月に「国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の開示例」を、それぞれ公表した。これらの開示例においては、

- ・平成28年3月期までのIFRSの改訂を反映させる
- ・企業がIFRSに基づく開示を検討する際の理解が深まるよう、表形式による開示例ごとに根拠となるIFRSの規定を明示するとともに、表形式による開示例とIFRSの規定とを結びつける説明を充実させる
- ・IFRSが明示的に開示を求めているものは、義務的開示であるとの誤解を避けるべく記載

しないこと等により、企業の開示負担に配慮する

といった対応が取られている。開示例が活用され、IFRS任意適用企業の拡大につながっていくことが期待される。

また、「日本再興戦略2016」では、関係機関と連携して、IFRSに移行した企業の経験を共有する機会を設けることとされており、現在、関係機関において、IFRSに移行した企業と移行検討中の企業の間で移行に際しての経験を共有するための研修の実施に向けた準備が進められている。

2. IFRSに関する国際的な意見発信の強化

「日本再興戦略2016」では、のれんの会計処理やリサイクリング等に関して、我が国の考える、あるべきIFRSについての国際的な意見発信を更に強力に行うこととされている。

企業会計基準委員会(ASBJ)は、のれんの会計処理に関する議論が促進されるよう、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)と共同で、日本・米国・欧州等の主要な上場企業におけるのれんの残高の推移等について分析し、昨年5月の国際会計基準審議会(IASB)ボード会議や同年7月の会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)で報告を行った。また、ASBJは、純利益の重要性等について主張するアジェンダー・ペーパーを作成し、同年9月のASAFで報告を行った。

3. 日本基準の高品質化

「日本再興戦略2016」では、企業会計基準委員会における我が国の収益認識基準の高品質化に向けた取組みを加速すべきとしている。ASBJは、昨年2月、「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」を行い、寄せられた意見を踏まえ、引き続き、収益認識基準の開発が進められている。

4. 国際会計人材の育成

国際会計人材の育成については、「日本再興戦略2016」において、

- ・関係機関等と連携して、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築する

- ・日本公認会計士協会を通じて、IFRSに基づく会計監査の実務を担える人材やその育成に係る監査法人の状況について把握し、監査法人に対して適切な取組を促す

こととされている。

こうした中、昨年7月に開催された第4回・企業会計審議会会計部会においては、国際会計人材の育成を中心に意見交換・審議が行われ、

- ・監査法人において実際にIFRSの監査を担うことができる会計士の育成、確保が進んでいるかの検証

- ・国際会計人材のプールについて、人材の「見える化」を進めていく観点から、これを公表することも含めた検討

を行っていくこととされた。このうち、国際会計人材プールについては、現在、その構築に向けた具体的な準備が進められているところである。

六 会計・監査をめぐる国際的な動向

1. IFRS財団モニタリング・ボードの活動

IFRS財団モニタリング・ボードは、IFRSを策定するIFRS財団のガバナンスを監視する機関であり、各国資本市場当局の代表者から構成されている。設立当初より金融庁はメンバーとして参加しており、昨年7月には、氷見野金融国際審議官が河野前金融国際審議官の後任議長として選任された。

モニタリング・ボードは、IFRS財団評議員

会が平成27年7月から実施した「体制と有効性に関するレビュー」において提案された、評議員及びIASB理事の地理的分布の変更、IASB理事の再任時の任期の変更等の論点について評議員会と議論を行い、IFRS財団のガバナンス体制の向上を図った。金融庁としては、IFRSの信頼性を確保するため、IFRS財団のガバナンス体制の確保に引き続き取り組んでいく。

2. 監査監督機関国際フォーラム事務局の開設

昨年4月、各国の監査監督当局により構成される国際機関である監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が常設事務局を東京に設置することを決定した。これにより、IFIARは、我が国に本部である事務局を置く初の金融関係国際機関となる。また、我が国におけるIFIAR事務局の活動を支援する観点から、昨年12月には監査関係団体、経済団体、金融資本市場関係団体からなる「日本IFIARネットワーク」も立ち上げられた。金融庁としても、本年4月に予定される事務局開設やその後の円滑な運営に向け、必要な支援を行っていくとともに、一元的な金融

監督当局としての知見も活用しつつ、今後のグローバルな監査の品質向上に向けて、積極的に貢献してまいりたい。

七 おわりに

本稿では、企業開示行政の直面する、企業統治・情報開示・会計監査・企業会計を巡る主要な課題について、昨年における取組みや今後の方向性などについて紹介させていただいた。

日本経済の好循環と国民の安定的な資産形成を実現していくためには、これらいずれの分野においても、しっかりとした取組みが進められ、インベストメント・チェーンが十全に機能していくようにすることが必要である。これまで述べてきたとおり、昨年はそうした観点からも、様々な取組みが大きく進展した年であったと言えるが、本年においても、家計・投資家と企業をつなぐインベストメント・チェーンの最適化に向けて、各分野において積極的な取組みを進めてまいりたい。